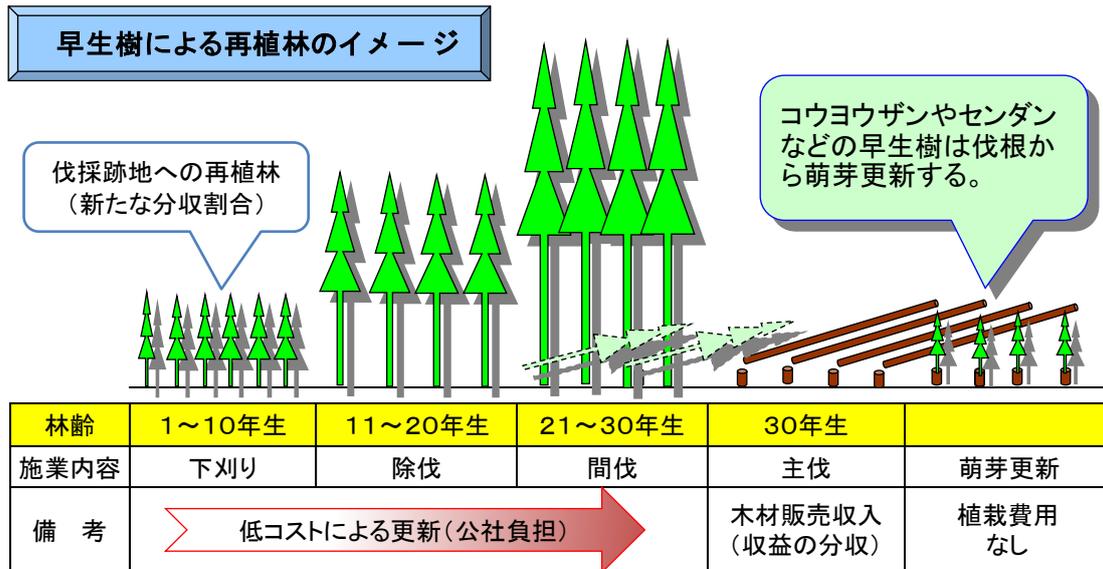


【伐採跡地への再植林と新たな分収割合】

- ① 再植林した造林木に対する分収割合
⇒ 所有者（20%）：市町（5%）：公社（75%）
- ② 契約当初に植栽した造林木の分収割合は「変更しません」



- 伐採跡地には、再植林と植林した造林木の保育管理を行い適切な更新を図ります。
- 再植林には、成長の早い樹種を選択することにより、育林経費の縮減が期待されます。
- 再植林から30年程度で主伐期になることから、契約期間内での収穫が期待されます。
- コウヨウザンなどの新たな樹種は萌芽更新するため低コストでの更新が期待されます。